

岸和田市木造住宅除却補助

建築物防災対策事業（平成 29 年度）

岸和田市木造住宅除却補助

目的・・・耐震性の不足している木造住宅の建て替えを促進するため、木造住宅の除却工事費の一部を補助することで地震による人的・経済的な被害の軽減を図る。

●補助対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（一戸建ての住宅、共同住宅又は兼用住宅）ただし、店舗等を兼ねる住宅については床面積の 1 / 2 以上を住宅の用途に使用しているもの
2. 耐震診断により耐震性が不足していると認められるもの^{*}又は空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き、別表「住宅の不良度判定基準」により測定し、合算して評点 100 点以上となるもの

※耐震診断により耐震性が不足していると認められるもの・・・一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点が 1.0 未満又は国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」による耐震診断の評価合計が 7 点以下のもの

●補助対象者（次の全てに該当するもの）

1. 補助対象となる建築物を所有する個人で、その方が属する世帯全員の市町村民税所得割額の合計が 304,200 円未満の方
2. 補助対象者の資産（預貯金及び有価証券の評価額の合計）が 1,000 万円以下である方

●補助金額

補助対象建築物の除却工事に係る費用に 0.7 を乗じた額とし、1 住戸当たりの補助金の限度を 20 万円とする。ただし、長屋及び共同住宅にあつては、1 棟当たり 40 万円を限度とする

別表

住宅の不良度の判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	
1	構造一般の程度	(1) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造物の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
		(4) 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(5) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(6) 外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20				
(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10

